

守口市自転車活用推進計画
(自転車ネットワーク計画)

平成31年3月

計画策定の背景

自転車は利便性や経済性に優れ、健康的で環境にもやさしい乗り物です。また、交通インフラが大きなダメージを受けた東日本大震災においても、自転車は一定程度、機動性を確保できていたことから、災害時にも有用な移動手段として見直されています。

このような中、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」が2017年5月1日に施行されました。

同法第10条及び11条では、都道府県・市町村は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた自転車活用推進計画の策定に努めなければならない旨が記されています。

計画策定の目的

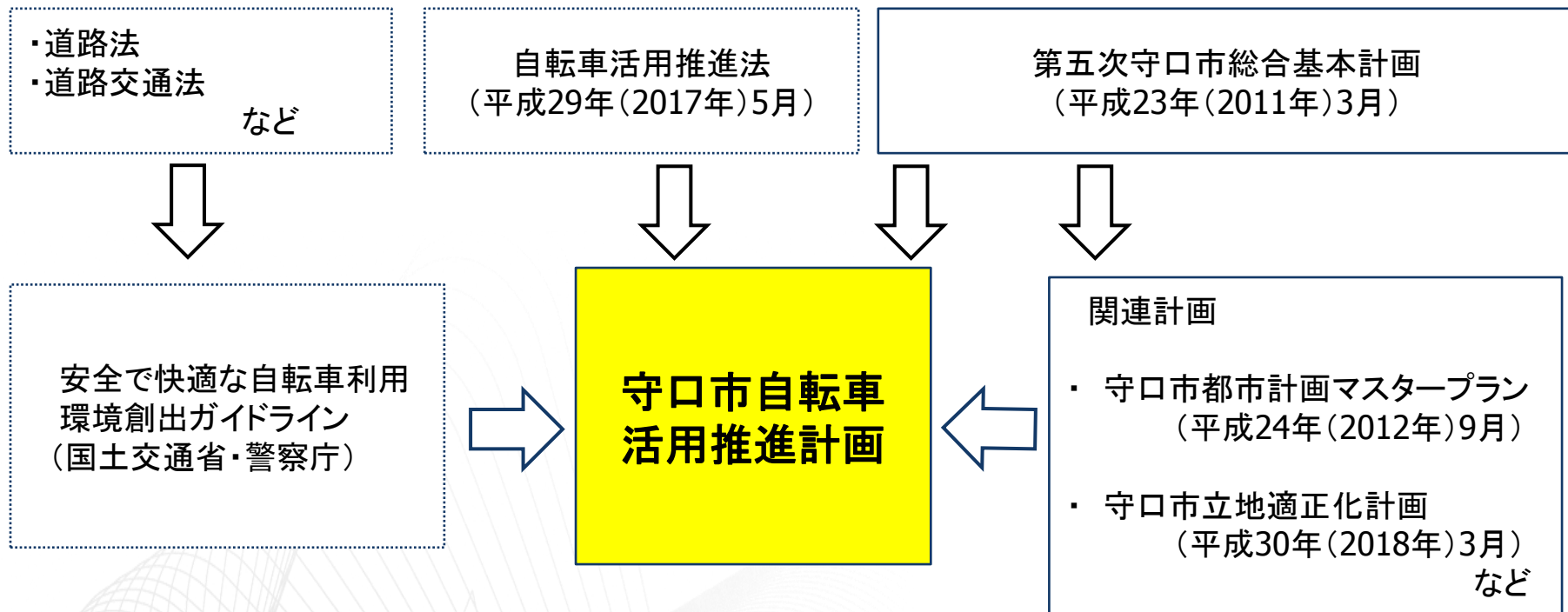
本市では、自転車通行に係るルールやマナーの周知・啓発の機会が十分とは言えず、自転車の通行位置も道路上に明確に示されていないことから、歩行者と自転車の動線が交錯している危険な状況が見受けられます。歩行者の安全を確保するためには、「自転車は『車両』であり、車道を通行する」という原則のもと、歩行者と自転車の通行位置の分離を図る必要があります。

また、自転車利用者にとっても、車道を通行することにより、歩行者との交通事故が減少し、安全性が向上するとともに、自転車本来の速度で快適に通行できるようになるなど、利便性の向上を図ることができます。

安全で快適な自転車の利用環境整備に向け、本市の役割を明確にし、総合的かつ戦略的な施策の展開を図るため、守口市自転車活用推進計画を策定するものです。

計画位置づけ

本計画は本市の上位計画を踏まえ、自転車の活用を推進していくための実行計画です。



計画の期間

本計画の期間は、2019年度(平成31年度)から2028年度までのおおむね10年間とします。

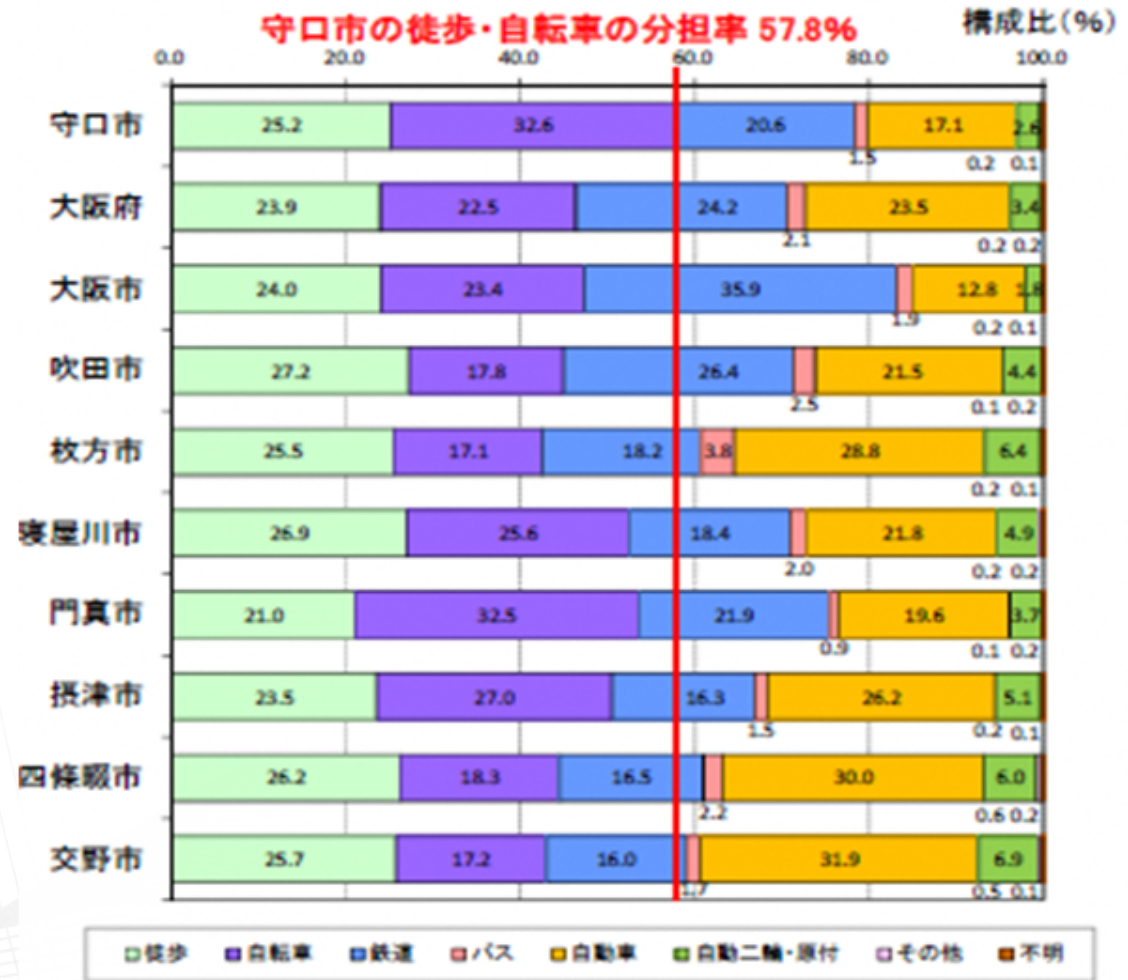
ただし、次期総合基本計画や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

守口市における現状と課題

■自転車利用の状況

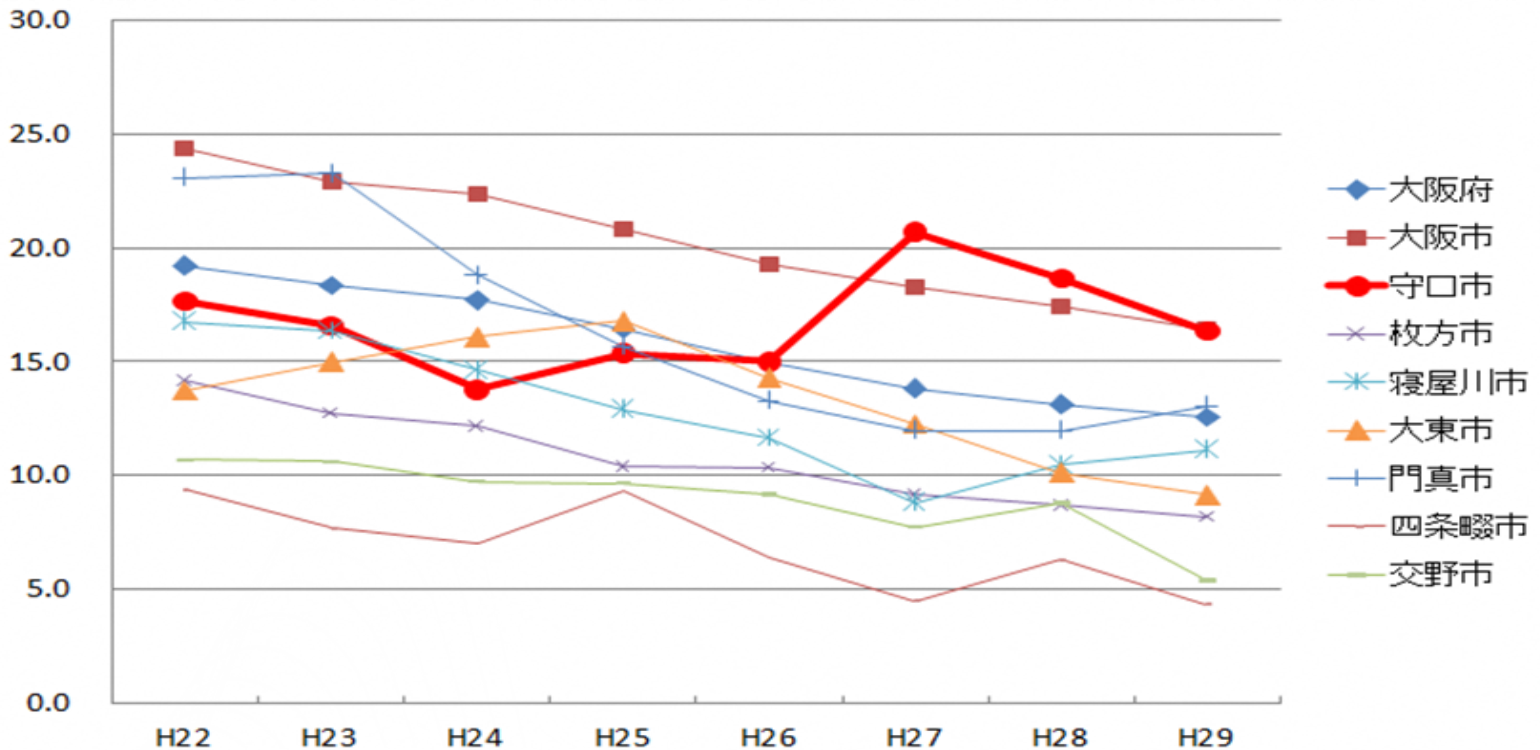
本市における交通手段の利用状況では、他市に比べ、徒歩・自転車の分担率が高く57.8%となっています。

徒歩、自転車の利用者数が多いという特徴から、歩行空間の整備の推進等、安全・快適に歩けるまちづくりが求められます。



資料: 第5回近畿圏パーソントリップ調査

守口市における現状と課題



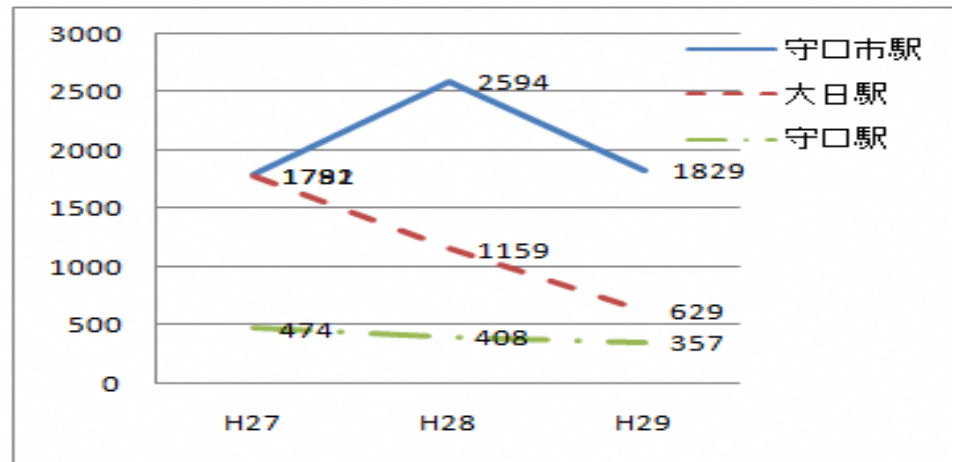
資料:人口1万人当たり自転車事故件数

■ 自転車事故

本市における人口1万人当たり自転車事故件数は、大阪府平均よりも高く、他市と比べても高い水準にあります。

安全で快適な自転車走行空間の整備が求められています。

守口市における現状と課題



	H27	H28	H29
守口市駅	1,791	2,594	1,829
大日駅	1,782	1,159	629
守口駅	474	408	357

違法駐輪により移送された自転車台数

■駐輪場対策

京阪守口市駅や地下鉄大日駅周辺では、かねてより違法駐輪に対する指導や違法駐輪自転車の移送により駐輪対策を講じていますが、未だ違法駐輪が目立つ状況です。

駐輪場の整備やレンタサイクル事業の検討を行う必要があります。

計画の基本的な考え方

■ 都市交通体系における自転車の位置づけ

自転車は市民にとって欠かせない交通手段となっており、利用者にはもちろん、社会的にもメリットがある交通手段です。近距離の移動では、自動車よりも目的地までの所要時間が短く、かつ環境にやさしいことから都市交通として最も効率的であると言えます。そのため、自転車を鉄道や路線バスなどの公共交通を補完する役割として、本市の交通対策に位置づけ、利用を促進するための環境整備に取り組めます。

その一方で、本市では自転車に関係する交通事故への対策が課題となっています。多くの自転車利用者は歩道を通行している実態があり、歩行者の安全確保の視点から、自転車は車両であることを明確にするための利用環境整備に取り組み、自転車事故を減少させる必要があります。

計画方針

基本理念

道路を利用する全ての方々の安全・安心で快適な利用環境を構築する

基本方針1(ハード対策)

「道路空間の整備」

- 自転車通行環境の構築
- 自転車通行空間の安全性・利便性・快適性の確保

基本方針2(ソフト対策)

「適正な自転車利用の誘導」

- ルールの周知徹底とマナーの向上
- ルール違反に対する指導・誘導・取締りの強化

基本施策（道路空間の整備）

施策方針

1 既存道路空間の有効活用

新たな道路拡幅は前提とせず、既存の道路空間を再配分することで有効に活用して整備を推進します。

2 自転車通行空間の明確化

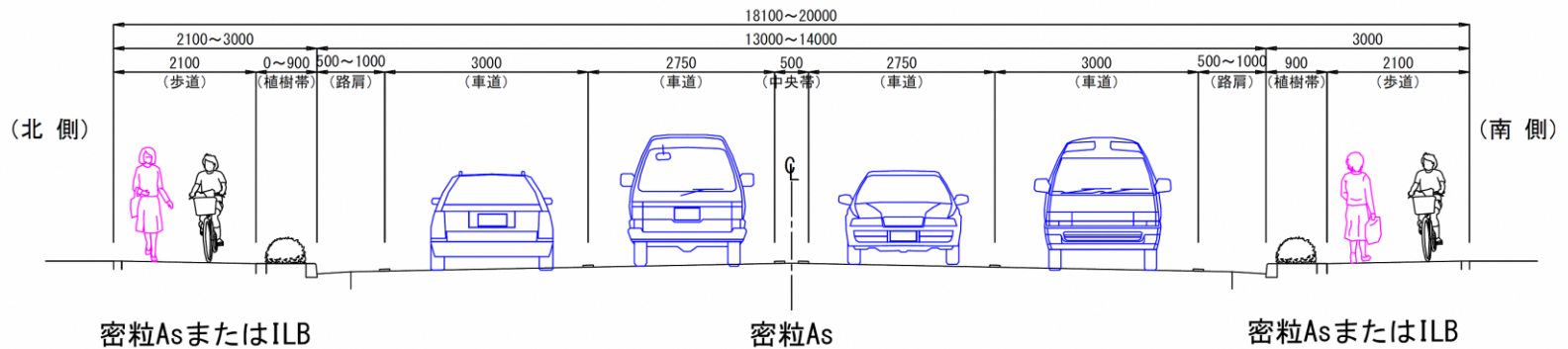
自転車通行空間を路面標示により明確化するとともに、自転車の逆走を防止します。

3 ネットワーク形成

自転車利用が多く、鉄道駅や大規模商業施設・公共施設を結ぶ路線や北河内サイクルラインまでのアクセスなど、連続性を考慮して整備します。

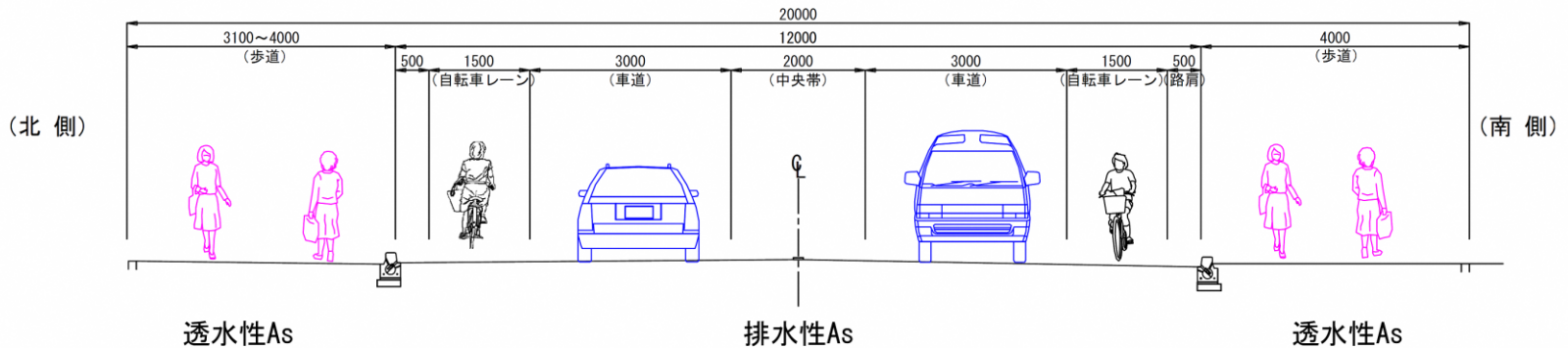
既存道路空間の有効活用 (都市計画道路馬場菊水線)

現況



計画

(幅員20.0m)



自転車通行空間の明確化

自転車通行空間を路面標示により明確化するとともに、自転車の逆走を防止します。



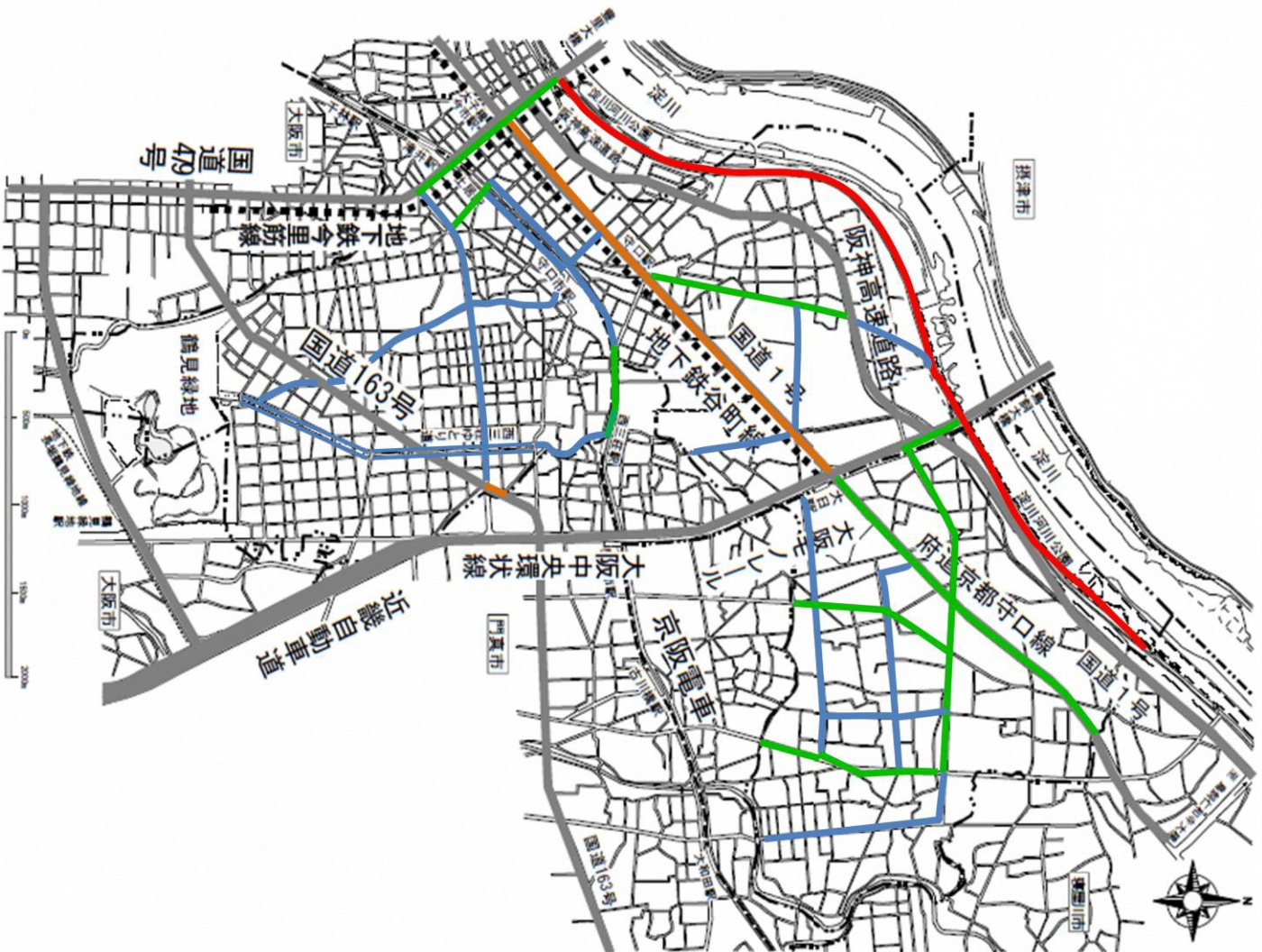
ネットワーク形成

■ 自転車ネットワーク路線の選定

自転車ネットワーク路線の選定にあたっては、以下に配慮します。

- ① 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う公共交通施設、地域の核となる商業施設と主な居住区を結ぶ路線
- ② 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ③ 北河内サイクルラインや広域避難場所（淀川河川公園・鶴見緑地）へのアクセスとなる路線
- ④ 道路幅員が6 m以上ある路線

守口市自転車ネットワーク計画路線図



凡例

- 国府市
- 道道
- 北河内サイクルライン

駐輪環境の整備、レンタサイクル事業

■ 駐輪場整備

駐輪場の不足している地域では駐輪場を整備します。



■ レンタサイクル事業

指定管理者の自主事業の一環としてレンタサイクル事業を実施します。



適正な自転車利用の誘導

ルールの周知とマナーの向上

自転車利用者への交通安全教育の充実

交通安全教室について、内容を充実しながら引き続き実施し、ルールやマナーを教育します。

また、大日地下道では自転車を押して移動させるなどのアナウンスを行います。



中高生に対する交通安全教室



大日地下道

適正な自転車利用の誘導

ルール違反に対する指導・誘導・取締りの強化

指導員による取締りを強化し不法駐輪を防止します。
また、不法駐輪については、引き続き移送を行います。



指導員による指導



啓発看板